

緑地の保全区域又は同育成区域内での行為に係る 樹林地の配置に関する指導指針について

1. 趣旨

(1) みどりの聖域の概要

- ・本市では、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」に基づき、緑地の保全等を図るために必要な区域を「緑地の保存区域」、「緑地の保全区域」又は「緑地の育成区域」に指定し、「みどりの聖域」として緑地の保全を図っている。
- ・緑地の保全区域、同育成区域において、木竹の伐採や土地の形質変更等の緑地に影響を及ぼす行為を行う場合、「一定の樹林地率の確保」や「適切な樹林地の配置」を許可の基準として設け、一定の行為制限を行っている。

(2) 課題

- ・上記区域内での行為に際して、樹林地の配置に関する具体的な基準が明確でないため、例えば沿道等から行為地を遮る樹林地が消失することで、景観を阻害するケースが生じる恐れがある。

2. 課題に対する対応策

○樹林地の配置に関する指導指針の策定について

- ・適切な樹林地の配置に関し、具体的な数値で示した指導指針を策定する。
それにより、行為の際に沿道部に樹林地を配置することを促し、これまで以上に景観に配慮するよう、指導を強化する。

(別紙 1 : 指導指針案 別紙 2 : 現行の許可基準)

3. 今後のスケジュール (案)

令和元年 8 月～ 9 月	パブリックコメントの実施
令和元年 9 月～ 10 月	指導指針の策定
令和元年 10 月～ 11 月	同指針の公表
令和 2 年 1 月	同指針の運用開始